

Check1 避難の種類と避難場所をチェックしておきましょう

避難の種類を確認しておきましょう

自主避難とは

気象警報が発令され、町から避難準備・高齢者等避難開始や避難指示が発令される前に、自宅への被害が予想される場合に知人宅等へ避難することをいいます。

垂直避難（すいちょくひなん）とは

災害時に安全な場所と空間を確保するために自宅などで2階以上の安全な場所に避難することをいいます。

町の指示による避難とは

警報が発令され、被害が広範囲に及ぶことが想定される場合、町からの避難指示により広域指定避難所が開設されます。



災害時の避難所を確認しておきましょう

広域指定避難所【23箇所】

災害により被害が広範囲に及ぶことが想定されるときや地区指定避難所への避難者数が多い場合に開設されます。

広域避難所施設名	電話番号	避難対象地区
三春町民体育馆	0247-62-6212	中町・八幡町・新町・八島台及び全地区
三春交流館「まほら」	0247-62-3837	大町・荒町・北町
沢石会館	0247-62-8472	沢石地区
要田交流館大平荘	0247-62-6472	要田地区
御木沢地区公民館	0247-62-8471	御木沢地区
岩江センター	024-942-0092	岩江地区
中妻地区公民館	0247-62-1181	中妻地区
中郷地区交流館	0247-62-6125	中郷地区

※上記8箇所のほかに状況に応じて学校施設等が避難所として開設されます。

地区指定避難所（地区集会所等）【49箇所】

警報が発令され、自宅への被害が予想され、自主的に避難する場合に開設される避難所です。各地区の区長へ連絡し避難することができます。

福祉避難所（三春町福祉会館）【1箇所】

広域指定避難所の1つですが、生活するうえで介助が必要な方を対象とした避難所です。福祉避難所に避難する際も、まずは広域指定避難所に避難いただいてからになります。

防災情報の入手先を確認しておきましょう

情報収集できるウェブサイトをあらかじめ確認しておきましょう。

三春町の災害情報

三春町ホームページ 町のホームページでは、災害発生状況や警戒レベル、避難所の開設などを掲載していますので、ご確認ください。

Check2 警戒レベルと避難のタイミングを確認しておきましょう

避難判断基準情報とるべき行動

気象情報や避難情報は、今までどおり三春町防災行政無線でお知らせしますが、避難所や町外の知人・親類宅または車中避難等の場合は、防災行政無線が受け取れない可能性が高くなりますので、町ホームページ等の災害情報が閲覧できる環境を確保しておきましょう。

警戒レベル 5 災害発生情報

命を守るために最前の行動をとってください

気象庁情報

- 氾濫発生情報
- 大雨特別警報（浸水害）
- 大雨特別警報（土砂災害）

すでに災害が発生している状況です。命を守るために最善の行動をとりましょう。

※ 災害発生情報は、三春町が災害発生を把握した場合に発令されるものです。必ず発令されるものではありません。

警戒レベル 4 避難勧告、避難指示（緊急）

危険な場所から全員が避難する

気象庁情報

- 土砂災害警戒情報

洪水・土砂災害など、予想される災害に対応した避難所へ速やかに避難しましょう。

※ 避難指示（緊急）は、三春町が災害発生を把握した場合に発令されるものです。必ず発令されるものではありません。

警戒レベル 3 避難準備・高齢者等避難開始

危険な場所から高齢者などは避難を始める

気象庁情報

- 大雨（土砂災害）・洪水警報

防災気象情報などに注意し、避難に時間がかかる方は、自発的に避難を開始しましょう。

警戒レベル 2 避難行動を確認

避難方法の確認をする

気象庁情報

- 注意報

避難に備え、ハザードマップなどで避難行動を確認しておきましょう。

警戒レベル 1 災害への心構え

気象情報への注意力を高める

気象庁情報

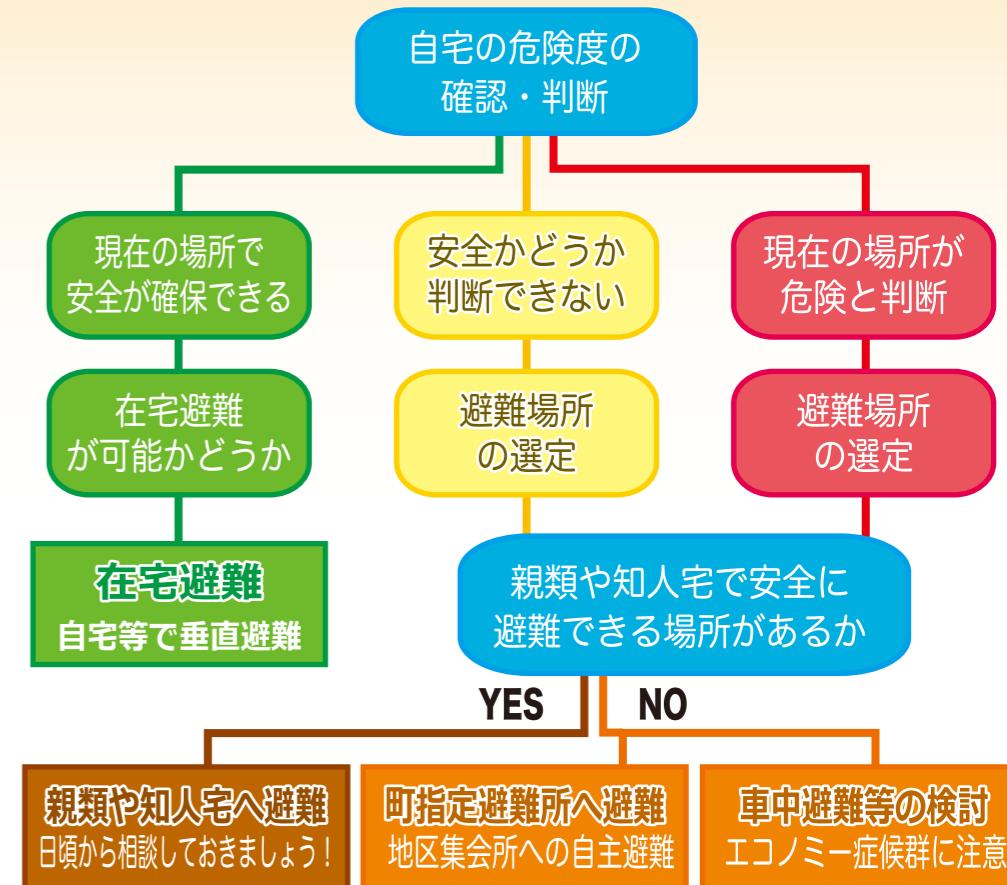
- 早期注意情報

最新の防災気象情報に注意するなど、災害への心構えを高めましょう。

Check3 避難所の必要性や最適な避難方法を検討しておきましょう

避難検討フロー図

避難の検討フロー図で、避難の必要性や最適な避難方法を日頃から検討しておきましょう。



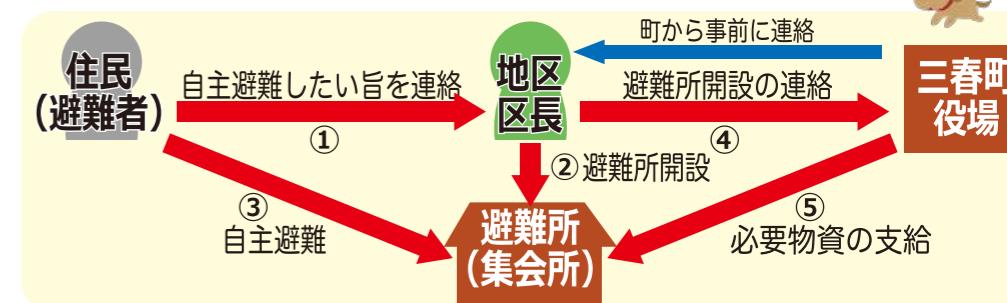
避難所への避難方法

地区指定避難所

避難勧告等が発令される前の自主避難ができる避難所です。自主避難を行う場合は、各地区の区長さんに連絡してください。

※ 警報等が発令され、被害発生の恐れがある場合には、事前に町から地区区長に連絡し、住民の皆さんから自主避難の希望があった場合に、地区集会所を避難所として開設する連絡を行っています。

地区集会所に自主避難する場合の手順



広域指定避難所

警報等が発令され、甚大な被害が発生する恐れがある場合、町で災害対策本部が設置され、状況等により広域指定避難所が開設されます。

